

令和 7 年度

宮城県生物多様性情報
基盤整備業務

仕様書

宮 城 県

設 計 概 要

(1) 情報収集・分析

- ①活動団体等の情報収集
- ②生物多様性に係る情報収集・分析

(2) 収集した情報のデータ整備

(3) 宮城県生物多様性に関する普及啓発

- ①公開情報の整理
- ②サイトマップの作成

(4) 自然共生サイトの申請書作成支援

(5) 事前準備・業務打合せ

- ①業務計画書、業務工程の作成 1 式
- ②業務打合せ 5 回程度

工 期

契約締結の日から令和8年3月23日（月）まで

令和 7 年度宮城県生物多様性情報基盤整備業務仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度宮城県生物多様性情報基盤整備業務

2 委託業務の対象地域

宮城県内

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで

4 業務の目的

宮城県は生物多様性基本法第 13 条に基づき、平成 27 年 3 月に「宮城県生物多様性地域戦略」（以下、「本県地域戦略」という。）を策定し、本県の生物多様性の保全とその持続的な利用に関する取組を進めてきた。令和 4 年 12 月「生物多様性条約第 15 回締約国会議」において新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、令和 5 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されたことを受け、本県におけるネイチャーポジティブの取組を推進するため、令和 6 年度に本県地域戦略の第二次改訂を行った。

本業務は、本県地域戦略に基づく、具体的な取組の 1 つとして、県民及び県内企業によるネイチャーポジティブへの積極的な参画を促すため、県内における生物多様性の保全活動等の情報を収集、整理し、発信するための業務を実施するもの。

5 業務の内容

（1）情報収集・分析

① 活動団体等の情報収集

県内の行政機関、NPO 法人、大学、学校教育機関、県内企業における、生物多様性保全活動やネイチャーポジティブに貢献する取組の実施状況、また、県内の NPO 法人や、県民、企業、学校が参画できる自然環境学習等の実施状況について情報を収集する。収集する情報は、下記の内容を基本とし、必要に応じて項目を追加すること。なお、情報収集にあたっては、関係団体へアンケート調査を実施し、不明な点についてはヒアリング等により情報の正確性に努めること。収集した情報については、公開することを前提に情報を収集すること。

（調査対象者参考）

- ・ 県内市町村（35 団体）
- ・ 県内の NPO 法人（50 団体程度）
- ・ 県内大学（約 15 校）
- ・ 県内企業（150 社程度）
- ・ 生物多様性の学習施設（30 施設程度）

（保全活動等の取組）

- ・実施主体名（参画団体名）、活動目標、活動範囲（エリア）、活動内容（具体的な取組）など

（自然環境学習の取組）

- ・実施主体名、対象主体、実施内容（制度や内容）など

② 生物多様性に係る情報収集・分析

以下の情報等について、既存のデータや文献により収集・分析し、県内の生物多様性を保全・回復上重要な場所や今後対策が必要なエリアの考え方を整理、検討する。

なお、情報の収集・分析にあたっては、「宮城県生物多様性地域戦略」及び「宮城県自然環境保全指針」の考え方を参照すること。また、特に絶滅危惧種が確認されたエリアの情報については、宮城県野生動植物調査会の委員（８名）に対して個別にヒアリング等を行い、分析した結果の妥当性等について意見を求めること。なお、以下の情報のうち、発注者が所有するデータについては別途提供する。

ア 収集する情報

法令・条例に基づく自然環境保護地域、天然記念物、特定植物群落、脆弱な自然環境、生態系の別、絶滅危惧種が確認されたエリア、動植物の確認情報 など

イ 生物多様性の観点から重要なエリア等の考え方の整理・抽出

生態系が脆弱なエリア、希少な野生動植物の生息・生育するエリア、生態系ネットワークとして保全が望まれるエリア など

（２）収集した情報のデータ整備

（１）で収集したデータについて、どのような場所でどのような活動が行われているのか、GIS データ等を作成・活用し、視覚的に相互関係が分かるように整備する。なお、データ整備にあたっては、情報の更新が容易な方法で行うこととし、有用版の特別なソフトなどを要しない方法とすること。

（３）宮城県生物多様性に関する普及啓発

① 公開情報の整理

（２）で整理した内容について、県民や企業の活動を促進するとされる情報について整理し、公開の可否を含めて検討し、提示方法を検討する。公開を想定して収集する情報については、収集の段階で情報提供者にその旨了解を得ること。

② サイトマップの作成

①でとりまとめた情報等を含め、本県の生物多様性情報を県民に周知するため、既存の県HPを更新することを目的としたサイトマップ及びディレクトリマップを作成する。ディレクトリマップについては、具体的なコンテンツの提案も含めて作成すること。（別紙参照）

（４）自然共生サイト申請書作成支援

県内で自然共生サイトに申請を行おうとしている団体等３者程度に対し、申請書を作成するために必要な以下の申請支援を行う。

- ・申請書を作成するために必要な情報の整理
- ・活動エリアにおける現状や課題、目標の整理
- ・必要なモニタリング手法等についての提案
- ・必要書類の作成支援

なお、必要書類の作成支援にあたっては、申請主体の意向等をよく確認しながら進めること。また、業務にあたっては、環境省が作成している「地域生物多様性増進活動の手引き」等をよく確認の上、不明な点は関係機関に随時確認すること。

（５）事前準備及び業務打合せ

業務着手時１回、業務実施途中３回、納品時１回の計５回程度業務打合せを行う。業務着手時には、業務計画書及び業務工程表を提出すること。なお、業務遂行上、協議が必要となった場合は随時対応する。

６ 成果物

- （１）受注者は、上記（１）～（３）で作成した資料をそれぞれＡ４判で打ち出し１部提出すること。
- （２）また、収集したデータ及び、整備したコンテンツについては、ＤＶＤ－Ｒ等の電子媒体により電子データを提出すること。（報告書については、可能な限りコンパクト化するとともに、再生紙（古紙配合率７０％以上かつ白色度７０％以下）を使用し、両面印刷とすること。
- （３）電子データの提出については、以下によること。
 - ア （１）上記報告書のＰＤＦデータに加え、ワープロや表計算ソフトなどのオリジナルデータ（写真・イラスト・グラフ等の画像部分は、ＧＩＦ、ＪＰＥＧ等のファイル形式としたデータとする。）も併せて提出すること。
 - イ ＤＶＤ－Ｒ等の電子媒体及び収納ケースには、事業年度及び事業名等を必ずラベルにより付記すること。
 - ウ 納入時に受注者立会いの下、コンピューター上で正常に表示できることを確認すること。

７ 指示、報告及び申し出

- （１）発注者は、業務の内容について、受注者に対して書面（電子メールを含む）にて指示を出すことができるものとする。受注者は、指示に対する対応について、対応後すみやかに発注者に報告しなくてはならない。
- （２）受注者は、業務の内容に疑義、要望、意見のあるときは、書面（電子メールを含む）をもって発注者に対してその旨を申し出ることができる。

８ 成果物の帰属及び秘密保持

（１）成果物の帰属

本業務で得られた成果物の著作権は発注者に帰属し、著作者人格権を行使しないものとする。

（２）秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務履行中及び本業務完了後も本業務に関係

のない第三者に漏らしてはならない。

(3) 個人情報の取扱いについて

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

9 雑則

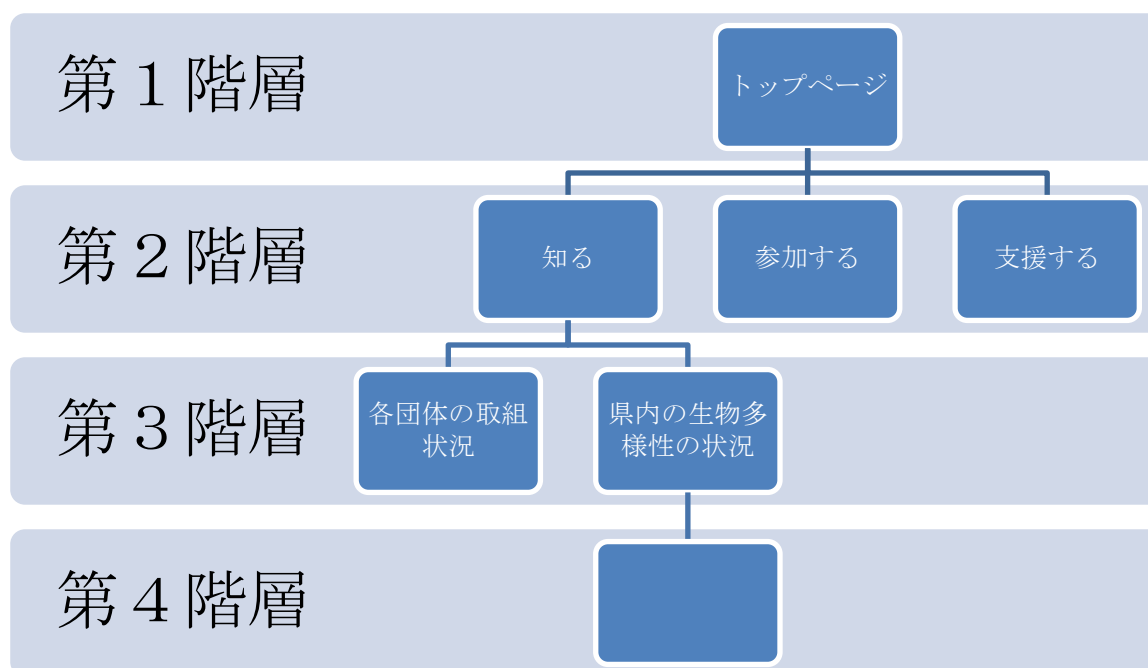
- (1) 自動車を使用する場合、適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。また、駐停車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。
- (2) 廃棄物が発生する場合、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、適切に処理すること。
- (3) 成果物納入後に発生した、受注者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を講ずること。
- (4) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたときや本仕様書によりがたい事由が生じたとき、及び本仕様書に記載のない細部事項については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (5) 調査に当たっては、関係機関等と十分に協議・調整し、同意の上で実施すること。

10 業務に際しての貸与品等

下記の書類を、書面を付して後日貸与する。

- ・令和6年度「宮城県生物多様性地域戦略」改訂業務報告書（電子媒体含む）

サイトマップイメージ図



ディレクトリマップイメージ図

	カテゴリー	主な目的	掲載する内容詳細	参考情報 (具体的なイメー等)
第1階層	トップページ	．．．．．	．．．．．	．．．．．
第2階層	知る	．．．．．	．．．．．	．．．．．
	参加する	．．．．．	．．．．．	．．．．．
	支援する	．．．．．	．．．．．	．．．．．
第3階層	各団体の取組状況	．．．．．	．．．．．	．．．．．
	県内の生物多様性の状況	．．．．．	．．．．．	．．．．．